

改修等経費の一部を補助します。

## 香芝市空家等対策推進支援事業（利活用）

空き家を活用することで、市民の安全・安心の確保や地域の活性化につながります。

地域の交流や賑わいを活性化させることを目的として空き家の改修等を行う事業の経費の一部を補助します。

### ○募集期間○

令和6年5月20日（月）

～令和6年11月29日（金）

### ○募集件数○

1件

（募集開始日に複数の応募があった場合は抽選）

### ○補助対象建築物○

- ・空き家住宅
- ・空き建築物

<条件>・所有権以外の設定がないこと（権利者全員から同意を得た場合を除く）  
・活用事業の採択を受けていること  
・活用事業の完了後1年以内に供用を開始すること

### ○補助対象者○

- ・対象建築物を所有しているかた、その相続人又は所有予定者
- ・対象建築物のある土地を所有しているかた、その相続人又は所有予定者
- ・対象建築物を賃借するかた又は賃借予定者

※対象建築物または対象建築物のある土地の所有者が異なる場合は、同意書が必要です。

### ■補助対象外■

- ・市税を滞納しているかた
- ・国民健康保険料を滞納しているかた

### ○補助対象事業○

地域の交流やにぎわいを活性化させることを目的として、空き家等を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に10年以上供するため住宅等の取得、移転、増築、改築、改修等を行う事業

※ただし、改修を伴わないものは対象になりません。

### ○補助金額○

- ・補助対象事業に要する経費のうち、用地取得費を除いたものの2/3
- ・上限100万円

## ○注意事項○

- ・補助金の交付決定前に発注・契約した場合は補助が受けられません。
- ・改修等事業の実施にあたって、耐震基準を満たすことや都市計画法や建築基準法、その他関係法令の許可等が必要な場合があります。事前に関係部局にご相談ください。
- ・改修後の活用状況等について報告を求めることがあります。
- ・その他の要件や必要書類については、要綱をご覧いただくなか、お問い合わせください。

## ○手続きの流れ○

